

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

◇ 告 示

目 次

町の区域の変更等
保険医の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

結核予防法による医療機関の指定

解除予定の保安林

土地改良区の役員住所の変更

土地改良法による換地処分

土地改良事業計画の適否の決定 (三件)

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

◇ 人委規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

◇ 雑 報

地方職員共済組合役員の退任

◇ 正 誤

昭和五十年十二月鳥取県告示第千百十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による久米ヶ原地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十年一月一日現在の地番による。)
服部字箕ヶ平	服部字箕ヶ平のうち二二一八の四から二二一八の七まで、 一一二八の九から一一二八の一四まで、一一一八の一八、 一一一八の二三及び一一一八の二四以外の区域
	服部字神坂のうち一九二の一部、一九四の一部、 二〇九の一部、二〇九の一から二〇九の二三まで の一部、二〇九の二六から二〇九の二一まで、二二 〇九の二五の一部、二二〇九の二六から二二〇九の二八ま

服部字狐塚

九三五の一部、九三六の一部、九四七の一部、九五三の
 から九五三の三までの一部、九五三の四、九五三の一九か
 ら九五三の二九まで、九五三の三三、九五三の三四の一部
 九五三の三五の一部、九五三の三六の一部、九五三の三七
 から九五三の四一まで及び九五三の四四から九五三の四六
 まで、服部字鉄山谷一〇二六の一部、一〇二七、一〇二八
 の一、一〇二九、一〇三〇の一部、一〇三一の一から一〇
 三二の三までの一部、一〇三二、一〇三三、一〇三四の一
 部、一〇三七の一部、一〇三八、一〇三九、一〇四〇の一
 部、一〇四一の一部、一〇四四の一部、一〇四五の一、一
 〇四五の二の一部、一〇四六の二の一部、一〇四八の一部
 一〇四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに
 一〇四五の二及び一〇四六の二と一体をなす国有地の一部
 服部字柳谷九七九の九六から九七九の九八までの一部、九
 七九の一〇〇の一部及び九七九の一三九の一部並びに服部
 字清水谷九五五の一部及び九五六の一部

服部字打越のうち一〇四九の一部、一〇五〇の一部、一
 〇五〇の一の一部、一〇五〇の二から一〇七八の二まで及
 び一〇七九以外の区域、服部字長畑の全域、服部字柳谷九
 七九の一七の一部、九七九の六七、九七九の六九、九七九
 の七六から九七九の八一までの一部、九七九の八二、九七
 九の八三の一部、九七九の八四の一部、九七九の八五から
 九七九の九五まで、九七九の九六から九七九の九八までの
 一部、九七九の九九、九七九の一〇〇の一部、九七九の一

服部字打越

〇一から九七九の一四まで、九七九の一六から九七九
 の一九まで、九七九の一三三の一部、九七九の一三六の
 一部、九七九の一三七の一部、九七九の一三九の一部、九
 七九の一四〇、九七九の一四一、九七九の一四二の一部、
 九七九の一四七及び九七九の一四九の一部、服部字狐塚一
 一〇八の一部及び一一〇九の一部、服部字弓木九七三の四
 の一部、九七三の九の一部、九七三の一〇の一部、九七
 三の六二の一部、九七三の六三の一部、九七三の六五の一
 部、九七三の七七の一部、九七三の八四の一部及び九七三
 の八五の一部、服部字清水谷九五四、九五五の一部、九五
 六の一部、九五七から九五九まで、九六〇の一部及びこれ
 らと一体をなす国有地、服部字二塚九二二の二の一部、九
 三五の一部及び九五三の三四の一部並びに服部字鉄山谷一
 〇二四、一〇二五、一〇二六の一部、一〇三〇の一部、一
 〇三一の一から一〇三一の三までの一部、一〇三一の四、
 一〇三一の五、一〇三四の一部、一〇三五、一〇三六、一
 〇三七の一部、一〇四〇の一部、一〇四一の一部、一〇四
 二、一〇四三、一〇四四の一部、一〇四五の二の一部、一
 〇四六の一、一〇四六の二の一部、一〇四七、一〇四七の
 一、一〇四八の一部、一〇四八の一の一部及びこれらと一
 体をなす国有地並びに一〇四五の二及び一〇四六の二と一
 体をなす国有地の一部

服部字柳谷のうち九七九の一の一部、九七九の三の一部、
 九七九の五の一部、九七九の一三から九七九の一五までの

<p>服部字千南平ノ上</p>	<p>服部字日南山</p>	<p>服部字柳谷</p>
<p>服部字千南平ノ上のうち八七五の一部、八七八の一部、八七九の一部、八八五の二の一部、八八五の三の一部、八八五の一〇の一部、八八五の一〇の一部、八八五の二二、八八五の三五、八八五の三七の一部、八八五の四五の一部並びに八七五から八八〇まで及び八八五の三六と一体をなす国有地の一部以外の区域、服部字日南山八八六の一部、八八六の三、八八七の一部、八八七の二、八八七</p>	<p>服部字日南山のうち八八六の一部、八八六の二、八八六の三、八八七の一部、八八七の二、八八七の三、八八八の一、八八八の二、八八九、八九一の一、九〇〇の一の一部、九〇〇の二の一部、九〇〇の二三及び九〇〇の五三の一部以外の区域並びに服部字坂ノ下九一七の一八の一部</p>	<p>一部、九七九の一七の一部、九七九の一八、九七九の六七、九七九の六九、九七九の七六から九七九の八一までの一部、九七九の八二、九七九の八三の一部、九七九の八四から九七九の一一四まで、九七九の一二六から九七九の一九まで、九七九の一二二の一部、九七九の一二三の一部、九七九の一二三の一部、九七九の一二五の一部、九七九の一二六の一部、九七九の一二七から九七九の一二八まで、九七九の一二九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに服部字弓木九七二の一部、九七三の一部、九七三の二の一部、九七三の四の一部、九七三の八二の一部及び九七三の八三の一部</p>
<p>服部字大畑</p>	<p>服部字市坂平ラ</p>	<p>服部字市坂平ラのうち八三五の二の一部、八三五の一〇の一部、八三五の二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに服部字千南平ノ上八七八の一部、八七九の一部並びに八七五から八八〇まで及び八八五の三六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>服部字大畑</p>	<p>服部字市坂平ラ</p>	<p>服部字大畑のうち八六四、八六五の一部、八六六の一部、八七〇の一部、八七二の一部、八七三の一部、八七四の二の一部、八七四の二七の一部及び八七四の二八の一部以外の区域、服部字隠畑八四四の二四の一部、八四四の二六の一部及び八四四の二七の一部、服部字市坂平ラ八三五の二四の一部、服部字千南平ノ上八七五の一部、八八五の二の一部、八八五の三の一部、八八五の一〇の一部、八八五の一〇の一部、八八五の二二、八八五の三五、八八五の三七の一部、八八五の四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字日南山八八六の一部、八八六の二、九〇〇の一部、九〇〇の二の一部及び九〇〇の五三の一部、服部字二塚九五三の一四から九五三の一七までの一部並びに服部字坂ノ下九一六の一部、九一七の一の一部、九一七の二、九一七の三、九一七の四から九一七の八までの一部、九一七の九、九一七の一〇の一部、九一七の一七、九一七の二八の一部、九一七の二九、九一七の三〇、九一七の二</p>

二から九一七の二六まで及び九一七の二八	<p>服部字二塚のうち九二二の二の一部、九二二の一部、九二三の一部、九三五の一部、九三六の一部、九四七の一部、九五三の二から九五三の三までの一部、九五三の四、九五三の一四から九五三の一七までの一部、九五三の一九から九五三の二九まで、九五三の三三、九五三の三四から九五三の三六までの一部、九五三の三七から九五三の四一まで、九五三の四三の一部、九五三の四四、九五三の四五及び九五三の四六以外の区域、服部字隠畑八四四の七三の一部、八四四の一五の一部、八四四の一三三の一部及び八四四の一九二の一部、服部字林ノ後八五五から八六二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八五三及び八五五と一体をなす国有地、服部字大畑八六四、八六五の一部、八六六の一部、八七〇の一部、八七二の一部、八七三の一部、八七四の二の一部、八七四の二七の一部及び八七四の二八の一部並びに服部字坂ノ下九〇一から九〇七まで、九〇八の一部、九〇九の一部、九一〇、九一一の一部、九一二の一部、九一三から九一五まで、九一六の一部、九一七の二の一部及び九一七の四から九一七の八までの一部</p>
<p>服部字隠畑のうち八四四の二四の一部、八四四の二六の一部、八四四の二七の一部、八四四の七三の一部、八四四の一一五の一部、八四四の一二三の一部、八四四の一二七の一部、八四四の一四二の一部、八四四の一九〇の一部、</p>	

服部字隠畑	<p>八四四の一九一の一部及び八四四の一九二の一部以外の区域、服部字弓木九七三の四七の一部、九七三の四八の一部、九七三の八八の一部及び九七三の九一の一部、服部字二塚九二二の一部、九二三の一部及び九五三の四三の一部、服部字市坂平ラ八三五の二の一部、八三五の一〇の一部、八三五の二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、服部字新田林八三七の八から八三七の一八まで及びこれらと一体をなす国有地並びに服部字大畑八七四の二七の一部</p>
服部字新田林	<p>服部字新田林のうち八三七の八から八三七の一八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
服部字林ノ後	<p>服部字林ノ後のうち八五五から八六二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八五三及び八五五と一体をなす国有地以外の区域</p>
服部字清水谷	<p>服部字清水谷のうち九五四から九五九まで、九六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、服部字二塚九二二の二の一部並びに服部字弓木九七三の七四の一部、九七三の七六の一部及び九七三の七七の一部</p>
服部字弓木	<p>服部字弓木のうち九七二から九七三の三まで、九七三の四から九七三の一〇までの一部、九七三の二五から九七三の二七までの一部、九七三の四七の一部、九七三の四八の一部、九七三の五七、九七三の六二の一部、九七三の六三の一部、九七三の六五の一部、九七三の七四の一部、九七三の七六の一部、九七三の七七の一部、九七三の八〇から</p>

廃止する字の名称	桜字榎美谷西峰	服部字岩屋ヶ峰	九七三の八三まで、九七三の八四の一部、九七三の八五の一部、九七三の八七の一部、九七三の八八の一部及び九七三の九一の一部以外の区域、服部字柳谷九七九の一四二の一部、服部字隠畑八四四の二三七の一部、八四四の一九〇の一部、八四四の一九一の一部並びに服部字清水谷九六〇と一体をなす国有地の一部
服部字鉄山谷、服部字長畑及び服部字坂ノ下	桜字榎美谷西峰のうち三六の一の一部、三六の三の一部、三六の五の一部、三七の一の一部、三七の三から三七の六までの一部並びに三六の一、三六の三、三六の五、三七の一及び三七の三から三七の六までと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに服部字榎美ヶ峯一一〇の八一の一部	服部字岩屋ヶ峯の全域、服部字弓木九七二、九七二の一部、九七三の一の一部、九七三の二の一部、九七三の三、九七三の四から九七三の八までの一部、九七三の二五から九七三の二七までの一部、九七三の五七、九七三の八〇、九七三の八一の一部、九七三の八二、九七三の八三の一部、九七三の八七の一部及び九七三の八八の一部並びに服部字隠畑八四四の一四二の一部及び八四四の一九〇の一部	

鳥取県告示第五百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大 野 雅 子	鳥医第二、〇七八号	昭和五十一年七月七日

鳥取県告示第五百六十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
市場 医院	境港市湊町一五二	昭和五十一年七月一日
森田 医院	米子市上福原一六一四	五日

鳥取県告示第五百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
市場 医院	境港市湊町一五二	全国	昭和五十一年七月一日
森田 医院	米子市上福原 一、六一四	〃	〃 五日

鳥取県告示第五百六十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所 在 地
昭和五十一年七月一日	市場 医院	境港市湊町一五二番地
昭和五十一年七月六日	林 医院	米子市東町一一四番地

鳥取県告示第五百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡大栄町大字妻波字大西濱一三八〇の一五九から一三八〇の一六
一まで
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東伯町土地改良区

理事 門 脇 榮	変更前	東伯郡東伯町大字勤二七七番地
	変更後	東伯郡東伯町大字勤二二七番地

大原土地改良区

北条町土地改良区

理事 浦嶋忠義	
変更前	倉吉市栗尾二三八番地
変更後	倉吉市大原一、〇二〇―一 番地

理事 中本建治	
変更前	東伯郡北条町大字松神八一五番地
変更後	東伯郡北条町大字松神四五六番地の一

鳥取県告示第五百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る久米ヶ原地区第一工区の換地処分を行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百七十二号

昭和五十一年五月二十八日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（隼福地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十三号

昭和五十一年六月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良（新屋地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十四号

昭和五十一年六月二十四日付けで河原町から申請のあつた土地改良(下佐貫地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和五十一年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十一年七月二十七日(火) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正について

(2) 白ばら研修会について

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会

規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第四を次のように改める。

別表第四(第十八条関係)

第一区	第二区	第三区	第四区
一、二二五円	一、三二五円	一、四四〇円	一、五五〇円

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、昭和五十一年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

公 署	所 在 地	級別区分
畜産試験場俵原分場	東伯郡三朝町大字俵原二九〇番地の一	二級
畜産試験場鳥取分場	鳥取市越路七七五番地一	一級
野菜試験場西伯分場日南試験地	日野郡日南町阿毘縁二二二四の一番地	一級
黒坂警察署日南町印賀警察官駐在所	日野郡日南町印賀二二三番地の三	一級

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

雑 報

地方職員共済組合役員の退任について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員が退任について、次のとおり公告する。

昭和51年7月23日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 宏

副 長 岡 田 隆 一 (昭和51年6月30日付)

正

誤

昭和五十年十二月鳥取県告示第千百十三号(土地改良区の役員の就退任について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	十三	段	二、	行	誤	正
〃	〃	下	三	〃	山崎 勇	山崎 勇
〃	〃	〃	六	〃	桑本 敷雄	桑本 敷雄
					小倉 克己	小倉 克己